

令和元年度第3回加古川市子ども・子育て会議 議事要旨

日時	令和元年10月3日（木） 14時30分から16時05分
場所	加古川市民会館 小ホール
出席委員	杉山会長、下村副会長、木村委員、小泉委員、藤井委員、藤池委員、藤木委員、三柴委員、吉田委員、譯樋委員
会議次第	1 開会 2 報告 （1）第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本目標の設定について 3 議事 （1）「教育・保育」の「確保方策」の設定について （2）「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について （3）第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の基本的（必須）記載事項について ①子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項について ②子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項について （4）第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項について ①産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項について ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携に関する事項について ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項について 4 その他 5 閉会
配付資料	資料1：令和元年度第3回加古川市子ども・子育て会議 座席図 資料2－1：第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本目標の設定について（修正案） 資料2－2：第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本目標の設定について（修正案）新旧対照表 資料3：「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について（案） 資料4：「教育・保育」の量の見込みに対する確保方策（案） 資料5：「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みに対する確保方策（案）

資料６：子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項について

資料７：子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項について

資料８：産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項について

資料９：子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携に関する事項について

資料１０：労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項について

議事要旨

1 開会	
2 報告	(1) 第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本目標の設定について
事務局	第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本目標の設定について資料２により説明。
委員	(質問・意見等なし)
3 議事	(1) 「教育・保育」の「確保方策」の設定について
事務局	「教育・保育」の「確保方策」の設定について資料３から４により説明。
委員	資料４で示されている教育に関する量の見込みと確保方策について、量の見込みである「１号認定」と「２号認定」は３歳児から５歳児という認識で間違いないか。
事務局	お見込みのとおりです。
委員	教育、保育ともに各区域において、５年後には大幅に子どもの数や量の見込みが減少することを実感している。この度施行された、教育・保育の無償化の影響により保護者からどのようなニーズがあり、どのように園を選ばれるのか、教育・保育の関係者として気になっているところであるが、中でも認可外保育施設のことが気になっている。認可外保育施設において教育を希望され利

事務局	用している方に対して、教育・保育の無償化は適応されているのか。保護者の方が求職中であつたり、就労が決まっていなくとも、保育の必要性が認められれば、認可外保育施設の一時預かりとして無償化の対象となるのかを具体的に伺いたい。
事務局	委員からの質問は、施設等給付認定の新２号認定の要件に関することかと思うが、新２号認定については、現在の教育・保育給付認定と同様に保育の必要性が認められれば認定を受けることができる。認定事由としては、就労をはじめ、求職活動中であっても認定を受けることとなるため、この認定をもって認可外保育施設を利用した場合の施設等利用給付を受けることができる。
委員	加古川市内には多くの認可外保育施設があるため、無償化の影響により今まで３歳から４歳の間は家で子どもをみていた家庭も、教育・保育施設に入所したいという動きがあり、自身の園にも問い合わせの電話があるが、園の運営などの兼ね合いにより手がまわらないことが現状としてある。市の窓口には保育コンシェルジュが配置されているが、保護者のニーズはどのようなになっているか。
事務局	来年度の保育利用に関する入所申込については、本日（１０月３日）より申込用紙を配布しているところであるため、どれぐらいの利用希望があるかを具体的に説明することは難しいが、保護者からの問い合わせについては無償化の影響もあり、お子さんが３歳児以上の方からの入所に関する相談が増えている。
委員	事務局から、教育・保育の確保方策の方針として「既存施設の活用による定員の拡大を図る」という説明があつたが、無償化の影響によって幼稚園より子どもを長時間預けることができる保育所等の利用を希望する方が増加することが予想され、自身の園でも幼稚園区分で入所している子どもの保護者から、保育所区分に移動したいという希望をよく聞いている。先ほどの説明では、既存施設の活用だけでは提供体制を確保できない場合、地域型保育事業所の新設による確保を検討するということであつたが、就学前児童数が減少することを想定した提供体制確保の方針ということで間違いないか。
事務局	前回の会議にてお示したとおり、就学前児童数の減少に伴い量の見込みも減少し、その傾向が計画期間中は続く可能性が非常に高くなっている。今後、既存施設での子どもの取り扱い等を防ぐためにも、引き続き新規施設を増やす時期ではないと考えているため、各既存施設に対して定員をどれだけ増やしていただけるのか調査を行い、ご協力を依頼しながら提供体制の確保を進めているところである。その中で、既存施設については面積や職員の配置基準が比較

委員	的緩やかな3歳児から5歳児の定員枠について増やすことができるという回答をいただくことが多いため、面積や職員の配置基準が比較的厳しい、0歳児から2歳児については地域型保育事業所の新設も含めて提供体制の確保を検討していきたいと考えている。 現在、多様な事業者が教育・保育に参入しており、実際に来年度の入所申込が始まらなければ無償化の影響がどれほどのものかは分からないが、提供体制の確保はもちろん、教育・保育の質の向上も含め公立・私立の分け隔てなく、ともに考えていきたい。
委員	先ほど事務局より、量の見込みに対応する提供体制が確保されているという説明があったが、周囲の保護者から伺った話では、9月に第2子の出産を控えており、出産が大がかりなものとなるため、職場に復帰できるかを不安に思い産休を取得するかを迷っているとのことだった。しかし、産休を取得し保育を必要とする証明書を提出しなければ、園に通っている第1子が来年度の4月以降は園に行けないと説明され、第2子を妊娠したことで園に通っている第1子が途中で追い出されるようなことになるとは思わなかったと話していた。これまでの子ども・子育て会議において、加古川市では、就労の有無に関わらず子どもを預けることができる認定こども園を推進していると説明を受けてきたので、4月からも通うことができるのではないかと、市役所に電話にて確認したところ、保育を必要とする方のみ入所できる施設であるため、その時点で就労していなければ園に通うことはできませんという回答であった。 このように、利用の希望があっても入所を受け付けてもらえないようなニーズが量の見込みとして計上されずに、提供体制が確保されているということになっているのではないかと疑問に思う部分があるため、そのあたりの市の考え方についてもう一度教えていただきたい。
事務局	認定こども園については就労の有無に関わらず利用できる施設となるため、2号認定児として入所されていた場合も、子どもが3歳児以上であれば園の状況によって1号認定児としてそのまま園に通うことができる。具体的な話については、ご本人に再度、幼児保育課の窓口にお越しいただき相談いただきたい。保育を必要とする事由についても、就労以外に疾病障害や求職活動といった事由もあるため、仕事を辞めた場合は同じ園を続けて利用することはできないという部分については、訂正させていただきたい。 これまでの会議でも説明させていただいたとおり、量の見込みは10月から施行された幼児教育・保育の無償化も踏まえたアンケート調査の結果に基づいて算出している。アンケートの回答から、現在教育・保育を利用している利用していないに関わらず、教育と保育それぞれの利用意向を算出し、推計児童数

	と掛け合わせることで量の見込みを算出しているため、量の見込みは実際に利用している方よりはるかに大きい数字となっている。保育に関して、資料４の４ページ以降にお示ししているとおり、現時点では、量の見込みに対する提供体制が不足している状態である。今後は、足りていない提供体制を確保していくという計画となっているため、現状は、先ほどのようなケースも含め、保育の利用を希望されている方の受け皿を用意できていない。 ただし、教育については量の見込みに対する提供体制が確保されている状態であり、今後、幼児教育・保育の無償化の影響により提供体制が不足する可能性があるため、そういった場合については別の方策を検討しなければならないと考えている。 また、認定こども園については、各園によって保育利用の定員と教育利用の定員にどれだけ空きがあるのか状況が異なるため、個別での調整が必要になると考えている。
委員	自身の園でも、保育利用と教育利用の子ども達が定員数まで入所しているため、認定こども園における年度途中の入所は難しいという現状がある。保育区分から教育区分への利用の変更は、定員の空きがあれば園を変わずに通っていただける。年度途中ではなく、年度が始まる４月であれば変更は可能かと推察するが、年度途中での利用変更という話ではなかったか。
委員	市役所へ確認したときには、保育利用や教育利用の説明は一切なく、春からは認定こども園を利用できないという回答であった。
委員	今の時期は来年度の入所申込が始まる時期でもあり、認定こども園も動きがとりづらい時期かと思う。また、認定こども園は保育利用に比べて、教育利用の定員を少なく設定している園も多く、こういったケースにどこまで柔軟に対応できるか難しい部分がある。
委員	話にあがっている妊娠中の保護者の方は、保育を必要とする事由として疾病の対象になるということか。
委員	現時点では出産が終わらなければ、通院するかどうか不明であるため、就労の証明も疾病の証明も提出することができず、同じ園に通うことはできないと説明されたという事案である。
事務局	この事案については、個々の家庭によって事情が異なるため、幼児保育課にて直接お話を伺いながら対応させていただきたい。

事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員	(2)「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について 「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について資料3及び資料5により説明。 (質問・意見等なし) (3)第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の基本的(必須)記載事項について 第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の基本的(必須)記載事項について資料6から7により説明。 (質問・意見等なし) (4)第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項について 第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項について資料8から9により説明。 (質問・意見等なし)
4 その他 委員	保護者が育児休業から復帰する場合の保育の利用について、園では10月や12月などの年度途中に入所が決まっている場合、保育士を4月から確保しているが、4月から年度途中に子どもが入所するまでの職員の給与に対する補助を市が実施するなど、子どもを預かる環境を整えていただいていると感じている。多くの事業があるなかで、前回の会議では、子育てするなら加古川市となかなか感じられないという意見が委員から出ていたが、加古川市としてこんなところがすごく充実しているなど、目玉となる施策をアピールするべきではないか。多くの事業を全て並べると、保護者がひとつひとつの事業を理解することが難しく、よい施策も見えにくくなるのではないかと思う。第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント実施する際は、ぜひ保護者の方に本市の子育て支援施策が充実していることを実感してもらえるような形を検討いただきたい。 また、幼児教育・保育の無償化についての話になるが、保護者の方が無償化の恩恵を受けるために働くタイミングを早めるのではなく、可能な限り家庭で子育てをして欲しいという思いが強くある。自身の園でも無償化に関する説明

委員	を保護者に向けて実施したが、保護者の方が働くことを急がないのであれば、子どもと関われる環境があるこの時期に、無償化という言葉に振り回されず、子どもたちに向き合って欲しいという話をさせていただいた。保護者の方々が子育てから離れていかないような施策を市から発信するなど、この制度がよりよいものとなることを願っている。 先ほど産休の話をしていただいたが、新しい働き方としてフリーランスや個人事業主の方が増えてきている。企業に勤めて産休や育休をとっていると様々な支援を受けることができるが、個人事業主の場合、先ほどの事案と同様に、出産数ヶ月後には個人事業主の事業を再開していないと、働いていないとみなされ、兄弟が安定的に園へ通うことができなくなる。家庭や子どものためにフリーランスや個人事業主としての働き方を選ばれている保護者もいるかと思うが、産休・育休など一般的な形から外れてしまったことにより、ほかの兄弟が園に通うことができないなどの影響がでているという話を度々耳にする。この会議に参加すると保護者の就労に関わらず利用できる認定こども園があるといった話や様々な制度を知ることができるが、実際、窓口に問い合わせてみると働いていないと利用できませんといった回答を受け、こうなるとは思っていなかったという話を聞くこともある。 児童クラブにおいても、生後数ヶ月の子どもがいれば保護者は家にいるので、児童クラブを利用することはできませんという対応をされているという話を実際に聞くと、利用料を支払うことが金銭的に可能であるならば、毎日ではなく一時的な利用を目的として申込をしたいという希望はあるかと思う。親が子育てから離れないようにという意見も理解できるが、子どもがいる以上、親が子育てから離れることはなく、それぞれの子どもを一人一人しっかりとみたいから上の子どもを児童クラブに預けている間に、下の子どもと十分に接するという選択肢があってもよいのではないか。子育て支援事業の利用についても就労していることが前提となると、脅迫観念で働かないといけなように保護者が感じてしまう。 複数の子どもを育てている家庭は、画一的なルールで利用していた園に通えなくなったり、児童クラブを利用できなくなったりするのではなく、保護者が満足した子育てができるように、柔軟な対応はできないものか。
委員	認定こども園は就労の有無に関わらず利用できる施設であるが、状況によっては難しい場合もあるという話であったかと思う。 加古川市には、多くの児童クラブが開設されているが、文部科学省が推進している放課後子ども教室は開講されているのか。
事務局	放課後子ども教室についても、全ての小学校で実施している。

委員	ということは、保護者が働いていなくても放課後子ども教室は利用できるということか。
事務局	放課後子ども教室は、家庭の状況に関わらず利用することができる。
委員	小学校によって実施状況が異なるかと思うが、自身の子どもが通っている小学校では、月曜日のみ放課後子ども教室が開講されている。週に1日のみであると、その日に習い事があれば通うことはできない。また、種類も様々で自身の小学校ではスポーツ教室のような形で実施されており、体を動かすことに興味がない子どもであれば通うことはない。何でもできるわけではなく、スポーツをするために通うという傾向が強いため、児童クラブと同じような利用は難しいのではないかと感じる。
委員	他市では児童館を活用し、子ども達が下校して家へ帰宅してから児童館へ行くというような形で実施されていることもあるが、加古川市は市街地に児童館がないため、こういった問題を補っていくというのは加古川市が独自に抱える課題のひとつかと思う。
5 閉会	